議題1：公用車の管理について（豊川市提出）

市名		各市の状況				
		(1)公用車出張の取扱いについて		(2)事故時の取扱いについて（事故を起こした職員に対して）		(3)冬季におけるスタッドレスタイヤの交換について
		①公用者出張は何キロまで可としているか	②予算化していない出張の場合、公用車で行く場合に許可しているか	①交通安全研修は受講させているか	②ペナルティを与えているか	
1	名古屋市	全庁的に統一しておらず各局区室にて対応（特段定めていない局もある）		全庁的に統一しておらず各局区室にて対応（特段定めていない局もある）		全庁的に統一しておらず各局区室にて対応
2	豊橋市	特に何キロ圏内までの決めはありません。	各課（室）から申請があれば許可しています。	過失割合が80％以上で損害賠償、車両修繕が発生した職員を対象に年一回講習会の開催を実施しています。	事故の形態により、懲戒処分を行うことがあります。	一部の車両（ETC搭載車）については、スタッドレスタイヤに交換しています。
3	岡崎市	明文化した規定はありません。ただし、遠距離となる場合は出来るだけ公共交通機関の利用を勧めています。	出張は公共交通機関を利用することとなっていますが、不便等で使用できない場合は、公用車での出張を許可しています。	必要経費は自己負担とし、年次休暇等により受講させています。	始末書の提出（過失割合50％以上）及び一週間以上の運転停止（過失割合100％）一週間未満の運転停止（過失割合50％以上）、過失割合に応じて副市長～人事課長厳重注意、交通安全の立ち番2回及び交通安全研修の受講（過失割合50％以上）が科されます。	専用車及び定期的に積雪の多い地域で業務がある車両については装着しています。
4	一宮市	概ね100km未満（片道） ※別添「四輪自動車の運行管理に関する要綱」	許可している。 ※取扱規程なし	特に交通安全研修を受けさせてはいない。	○「一宮市職員交通事故対策協議会規程」に基づく処分 特にペナルティを与えてはいないが、市に18万円以上の損害を与えた場合は、職員交通事故対策協議会に諮り、処分を行う。（※所属長厳重注意など） ○「地方公務員法」に基づく懲戒処分 事故及び重大な違反があった場合 飲酒運転(酒酔い・酒気帯び) 無免許運転 悪質な交通法規違反 ※速度超過30キロ(高速40キロ)など ※免職・停職・減給・戒告	一部車両（24台）で交換している。 ・特別職車両4台 ・介護保険の認定調査員用10台 ・危機管理課車両1台 など
5	瀬戸市	特に定めておりません。	許可しています。（取扱規定等はありません。）	受けさせていません。	ペナルティを与えていません。	交換しておりません。
6	半田市	使用する職員の所属長の許可範囲としています。	公共交通機関を使用する場合と公用車で高速道路等を利用する場合の費用を比較し、合理的な理由がある場合に公用車での利用としています。	人事課が実施する交通安全研修の受講対象としています。	ペナルティはありません。	降雪の回数が少ないため、必要がある場合にはタイヤチェーンで対応しています。
7	春日井市	特に制限は設けていません。	経済性、効率性を考慮して、旅行命令権者が妥当であると認めた場合は公用車を使用することがあります。また、予算化されていない経費が発生する場合は、財政課と協議することとしています。	(2)②に記載した処分を受けた職員に対し、交通安全に関する映像視聴、講話、運転適正検査等により研修を行っています。	春日井市職員交通事故対策協議会規程により協議会を開催し、交通事故処置基準に基づき訓告等の処分を行います。	緊急自動車やパトロール車など、天候に関係なく稼動する必要性のある車については、スタッドレスタイヤに交換をしています。
8	豊川市	取り決めがありません。	状況により公用車使用を許可しています。	受けさせています。	修理代の見積徴収や、修理期間中の予約者との調整をさせる程度です。	道路維持課に軽バン用が3セットあります。
9	津島市	特に制限を設けていない	許可している	受けさせていない	特になし	一部車両は交換している

議題1：公用車の管理について（豊川市提出）

市名		各市の状況				
		(1)公用車出張の取扱いについて		(2)事故時の取扱いについて（事故を起こした職員に対して）		(3)冬季におけるスタッドレスタイヤの交換について
		①公用者出張は何キロまで可としているか	②予算化していない出張の場合、公用車で行く場合に許可しているか	①交通安全研修は受講させているか	②ペナルティを与えているか	
10	碧南市	愛知県内を可としている	許可している	特別な研修は行っていない	口頭注意のみ	交換していない
11	刈谷市	自動車等運行管理規程において、共用車の使用は愛知県内を可としています。ただし、運行管理者が必要と認めた場合は県外も使用することができます。	運行管理者が必要と認めた場合は使用することができます。	財務課運転手による運転適性チェックという運転実技指導を実施しています。さらに、人身事故を起こした職員には、自動車教習所の実施する運転講習会も受講させます。	事故原因の分析及び再発防止策に関する報告書の提出や「交通事故死ゼロの日」の街頭啓発への参加、1週間から1か月程の公用車運転禁止といった措置を設けています。	スタッドレスタイヤに15台交換しています。積雪等により路面状況がよくない場合は基本的に外出は控えるよう呼びかけますが、必要時にはその車を使用します。
12	豊田市	特段の規定はないが、近隣市への出張を除き、公共交通機関での出張を基本としている。	該当する事例はない。	受けさせている。	ペナルティはない。（地公法で規定される懲戒処分等は除く。）	原則、交換している。
13	安城市	距離の制限は設けていない。	県外出張で予算査定ゼロの案件に関しては出張を認めていないが、県外出張に公用車で行くケースはある。（県内出張は枠で予算化している。）	交通安全研修は受けさせていない。	「庁用車事故処分基準」に基づき街頭立番、始末書の提出を実施。（基準外では、無事故コンテスト参加、H29.7からは洗車を指示している。）	平成28年12月現在　21台装着（タイヤチェーンも30台分あり）
14	西尾市	公用車での出張に距離制限は無い。	出張内容が適切であると認められれば、予算化しているかどうかに関わらず、公用車での出張は認められる。	複数回事故を起こしている等問題があると思われる職員に対して、安全運転の指導のため、人事課が運転適性検査を行っている。	「交通事故（違反）による懲戒処分等審査対象基準」に基づき、規定の事故を起こした職員を処分の対象としている。	予算及びタイヤの保管場所の問題があり、交換は行っていない。
15	蒲郡市	特に決めはない。	許可している。	事故、違反を起こした職員には、人事課が交通安全研修を受講させている。	ペナルティは、特に与えていない。	スタッドレスタイヤへの交換はしていない。
16	犬山市	規定なし（費用対効果を考慮したうえで各所属長が決定）	規定なし（事情により判断）	受けさせていない。	与えていない。	一部交換している。
17	常滑市	規定はありません。	許可していますが、規定はありません。	交通事故防止講習会を受けさせています。	懲戒倫理審査委員会で審査し、事故の内容に応じて処分しています。	予算が限られており、すべての公用車にスタッドレスタイヤを装着することができませんので、軽トラック、スクールバス等、凍結時等にも使用する可能性のある車種を選定し、交換しています。
18	江南市	特に定めておりません。	許可しています。特に取扱い規定は定めておりません。	事故の状況に応じ、受講を決定しています。	別添の「交通事故・交通法規違反に係る懲戒処分基準」に基づいて処分を決定しています。	市長車、議長車のみ交換しています。その他の車両につきましては、随時タイヤチェーンで対応しています。
19	小牧市	部長指定公用車・課長指定公用車及びワゴン車について使用運行基準を定めており、運行範囲は県内とし、運行距離はおよそ片道100kmとしています。 ただし、使用理由を考慮し、資産管理課長が特に認める場合は、この限りではありません。	長距離運転の事故のリスク回避のため、まず公共交通機関の使用を第一に薦め、それでも限られた時間で複数施設を視察する必要がある等、物理的・時間的状況を考慮し許可する場合がありますが、予算化有無を理由とした考慮はしていません。 また、許可に際して定期的な運転手交代・休憩を取るなどの安全運転について指導しています。	事故を起こした職員の所属する課を対象に、警察署から借用した交通安全教則ビデオの視聴をさせています。また、来年度以降、自動車学校での安全運転技能講習の導入を検討しています。	自身の事故を振り返り、安全運転意識の啓発を目的として、市民への交通事故防止啓発活動「交通事故死ゼロの日　該当監視」に参加させています。 該当職員の所属する課の管理職及び係長にも参加を呼びかけています。	道路パトロール車や水道料金収納部署の一部車両について、車両所管課により自主的に交換されていますが、全庁的には交換対応していません。
20	稲沢市	特に定めはありません。	特に定めはありません。	今年度より、市内の自動車教習所で運転技能講習を受講させる。	反省文を提出させている。	市長車、議長車、緊急出動用の建設部の車両2台及び、出張・研修目的の車両2には、冬季にスタッドレスタイヤと交換している。

議題1：公用車の管理について（豊川市提出）

市名		各市の状況				
		(1)公用車出張の取扱いについて		(2)事故時の取扱いについて（事故を起こした職員に対して）		(3)冬季におけるスタッドレスタイヤの交換について
		①公用者出張は何キロまで可としているか	②予算化していない出張の場合、公用車で行く場合に許可しているか	①交通安全研修は受講させているか	②ペナルティを与えているか	
21	新城市	公用車利用に係る距離、圏域等の制限は設けていません。	特に定めはありませんが、県外への出張において公用車を使用し、有料道路を利用する場合には、有料料金を予算化するよう求めています。	実施していません。	新城市職員の懲戒処分等に関する指針により処分を行っています。	ほとんどの車両について交換しています。
22	東海市	特に規定はありません。	必要に応じて許可している。	交通安全講習会を受講させている。	公用車に限らず、自動車での事故を起こした職員は、事故の内容に応じて懲戒処分の対象になることがある。	一般の公用車は行っていない。
23	大府市	特に定めていません。	所管課にて判断、ただし、県外出張は、秘書人事課の合議が必要となっている。 特に規定は定めていません。	交通安全研修会は全職員向けにしていますが、交通事項を起こした職員に対し受講するように明記はしていません。	公用車で事故を起こした場合は、「大府市職員の運転技術診断」を所属長等に受けてある一定以上の点数を取らないと公用車の運転を再開することができないことにしています。また、共用車の洗車を後日交通事故を起こした課へ依頼しています。	専用車両：市長車・議長車（2台） 共用車両：（5台） 業務用車両：水道（タンク車）・防災・建設・土木（10台） 消防救急車両：救急車・広報車（5台）
24	知多市	距離の制限はありません。	取扱規定はなく、許可している。	年2回、自動車学校で講習を受ける研修を行っている。	ペナルティは特にないが、人身事故等重大な事故であれば懲戒にあたる。	集中管理車両38台中11台交換している。
25	知立市	特に取り決めはありません。	許可している。特に取り決めはありません。	受けさせておりません。	事後報告書を作成し、所属の部課長、総務部長、人事課長、副市長、市長に報告をしてもらっております。また程度によっては、懲戒処分を行います。	一部車両のみ交換しております。
26	尾張旭市	公用車での出張の範囲についての規定はありません。	出張内容などを勘案し、所属長の判断によります。	愛知県交通安全協会による運転適性検査を受けさせています。	繰り返し事故を起こす等、問題のある職員がいなかったため、ペナルティを与えた実績はありません。	財産経営課が所管する乗用車6台のほか、災害対策車や消防車等の特殊車両については、冬季にスタッドレスタイヤに交換しています。
27	高浜市	特に制限はありません。	許可しています。取扱規定は特にありません。	受けさせていません。	安全委員会にかけ、事故内容に応じた処分を受けることになります。	交換していません。
28	岩倉市	明確な基準は設けていません。公用車で出張するかどうかは、所属長が判断しています。	公共交通機関での出張を予算化していない場合であっても、公用車で出張することが適切であると所属長が判断すれば、公用車での出張を許可しています。	安全運転講習会（自動車学校で行う講義及び学校内教習コースでの運転指導）及び交通安全講習会（県交通安全協会交通安全普及所職員を講師とした交通安全に関する講話、DVD上映、安全運転適性検査）を受講させています。	特に設けていない。（ただし、過失の度合い等により処分が行われる場合がある。）	一部の車両について、スタッドレスタイヤへ交換しています。（交換する車両は、市長車（クラウン）、7人乗り乗用車（タウンエース）、交通安全パトロール車（プリウス）、保育園送迎ステーション用自動車2台、救急車等）
29	豊明市	原則、走行距離300km以内（直線距離片道130km以内）可。それ以上の場合は、決裁のうえ許可している。	可としている。	年1回の研修を行い、過去1年以内に事故を起こした職員には、出席させている。	特になし。	台数を限定し、設定している。（現状：一般車4台）
30	日進市	距離制限は設けていない。	公用車利用と査定は連動していない。但し、燃料費は財政課（管財営繕係）予算のため、給油が必要な長距離となれば利用相談を受けることとなる。	交通安全研修は受けさせていない。	原則ペナルティーは与えていないが、事故件数の多い職員については、自主的に公用車の使用を控える場合がある。	71台（消防団車輌含む）保有している公用車のうち、道路パトロールカー2台、消防広報車1台、環境課1台、公用車1台、市長車、議長車の7台を交換している。
31	田原市	明確な定めはないが、特殊事情があれば認めている。（例:荷物運搬、近隣地域へ複数人での出張等）	許可している。〈取扱規定なし〉	安全運転教育を定期的に実施している。〈全職員〉	服務規律の処分基準表にて処分される。	一部の公用車にて実施。〈市長車、議長車及び公用車1台〉

議題1：公用車の管理について（豊川市提出）

市名		各市の状況				
		(1)公用車出張の取扱いについて		(2)事故時の取扱いについて（事故を起こした職員に対して）		(3)冬季におけるスタッドレスタイヤの交換について
		①公用者出張は何キロまで可としているか	②予算化していない出張の場合、公用車で行く場合に許可しているか	①交通安全研修は受講させているか	②ペナルティを与えているか	
32	愛西市	距離制限の規定なし（取扱規定なし）	予算化の有無に限らず、所属長が必要との判断であれば、公用車での出張可能	特に研修の実施なし。ただし、人事課へ事故に関する届出制度あり	懲戒処分基準に該当する事故であれば、基準に該当する処分を行う	全ての公用車の分を保有はしていないものの、スタッドレスタイヤを購入した車両については交換している。
33	清須市	キロ数の設定はしていない	予算化していなくても、公用車での出張は可としています、また、突発的に発生した場合も同様です	受けさせていない	ペナルティは科していない	スタッドレスタイヤには交換していない(市長車、議長車、特別職用車、一部車両は有り)
34	北名古屋市	制限なし。	許可している。	受けさせている。	処分の対象となる事故を除き、ペナルティはない。	スタッドレスタイヤに交換は数台のみ、他はチェーンで対応している。
35	弥富市	特に定めはありません。	特に定めはありません。	特に定めはありません。	懲戒処分以外に特にありません。	一部車両のみ交換している。（市長車、バス、防災関係の車両など）
36	みよし市	特に規定はない。	公用車の使用申請を行い、車両管理者（総務課長）の配車承認を受ければ、公用車の使用は可能である。（みよし市公用車等運行管理規程第11条及び第12条）	事故を起こした職員だけでなく、全職員向けに年1回程度、交通安全研修を開催している。	交通安全立哨活動へ参加させている。	一部の車両（市長車、作業車等）において、冬季におけるスタッドレスタイヤへの交換を実施している。
37	あま市	特段の規定はありません。	各課の判断としています。なお、高速料金は各課の予算で対応。	受けさせていません。	短期間に複数回、事故を起こした職員については、管理責任者（総務課長）が呼び出し及び注意喚起を行っています。	市長車、緊急車両等必要な車種のみ交換してます。
38	長久手市	特に制限をしていません。	特に制限をしていません（該当課等の長の判断による）。	受けさせていません。	特に行っていません。	専用車及び一部の共用車において交換しています。